

鳥取県告示第90号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年2月17日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社メディコープとっとり 代表取締役社長 池成福己	鳥取市末広温泉町566	株式会社メディコープとっとりヘルパーステーションたんぼぼ	鳥取市末広温泉町203	平成21年2月1日